

農振除外等添付書類一覧（農用地利用計画変更申請）

（平成23年4月調整）

共通					目的別 [] 内は都市計画法の該当条文←同様の書類を添付する。	備考
1)位置図（1/2500都市計画図） ・申請地を朱塗、農用地区域を黄塗 2)公図 ・申請図を朱塗 ・隣接地を含め地番、地目を記載 3)配置図（駐車場、資材置場等も必要） 4)排水計画図、寸法記載、排水系統を併記 5)土地の登記事項証明書(3カ月以内) 6)理由書（必要性、緊急性、規模根拠等） 7)土地選定経緯書（交渉経緯、位置図） 8)所有地の名寄帳（土地選定経緯書に加筆 利用不可の理由と位置図に対応し付番） 9)事業計画書 ・他法令許可、施工、開業等の見込 ・移転の場合、跡地利用計画等 ・所要資金の資金計画 ・事業を行うのに必要な資格の証明等 10)建物があれば、平面図、立面図 ・建ぺい率(22～70%)、建築面積、延床、 面積のわかるもの、配置図と兼ねて可 11)法人の場合は法人の登記事項証明書、定款 議事録、貸借対照表、損益計算書 個人の場合は確定申告書の写し又は源泉 徴収票等、所得の分かるもの 12)誓約書（被害防除、転売、転貸等） 13)土地所有者等の権利者の同意書 14)隣地、排水先等の関係者の同意書 15)土地改良区・水利組合の事業に係る同意 <input type="checkbox"/> 愛知用水土地改良区 <input type="checkbox"/> 愛知用水土地改良区春木第7工区長 <input type="checkbox"/> 大脇土地改良区理事長 <input type="checkbox"/> 愛知用水沓掛管理組合長	1. 農家住宅 [29-2]	①位置図 ②土地評価証明書 ③農家証明書 ④住民票 ⑤営農計画書 ⑤建替の場合は跡地利用計画書（従前地の図面等の必要書類）	◇農地取得後または 農地改良後3年以 内の転用は不可で す。 ◇申請書に添付する 各証明書類等は、 原本を添付して下 さい。 ＊提出部数は1部 ◇添付できない書類 がある場合は、そ の理由書を添付し て下さい。 ◇この一覧表以外に も書類の提出を求 める場合があります。 ◇目的別欄にないも のは、別途指示し ます。 ◇土地改良事業及 び県又は国が用・ 排水事業を施行 または補助したと ころは施工完了公 告後、8年間は除 外できません。 ◆問い合わせ 豊明市産業振興課 農務係農地担当 TEL 0562-92-8312			
	2. 施設用地 （農業用倉庫、畜舎等） [29-2]	①農家証明書(筆頭者でない場合は住民票も) ②営農計画書 ③土地建物の利用計画図(農機具等の配置図等) ④名寄帳				
	3. 店舗等（日常生活） [34-1] *500㎡以下	①事業計画書 ②周辺の戸数、同業者の位置図（1/2500） ③個人の場合は事業証明又は資格証明及び取引証明(収支決算書) ④免許、資格証明書				
	4. 農産物処理等の施設 [34-4]	①事業計画書及び営業計画書 ②施設のレイアウト ③農業組合等の証明 ④原材料が当該地の生産物である証明				
	5. 既存工場と綿密に 関連する事業所 [34-6]	①既存工場所在地及びその位置図 ②既存建築確認書 ③関連工場位置図（親工場） ④取引証明書等 ⑤内部のレイアウト ⑥営業計画書 ⑦事業証明又は資格証明				
	6. 分家住宅 [34-14] 1 *500㎡以下	①戸籍謄本並びに附票 ②住民票（所有者と事業主との関係） ③本家の農家証明書 ④名寄帳 ⑤婚約証明書 ⑥従前が借家の場合は賃貸契約書 ⑦本家の位置図 ⑧土地評価証明書				
	7. 店舗(沿道サービス) [34-14] 9	①事業計画書(500～2000㎡)、事業証明又は資格証明証、取引証明、収支決算書 ②市街化区域の対象道路からの距離(1km以上)を示す図面 ③対象道路が国道、県道又は県道に準ずる道路(6m以上)を示す図				
	8. 自己用住宅 [34-14] 7	①住民票 ②名寄帳 ③従前が借家の場合は賃貸契約書(写し) ④50戸連たんの図 ⑤退去申出書及び跡地利用計画 ⑥既存集落内のやむえない場合は既存集落(200戸連たんの) 同一集落の位置図及び売買契約書				
	9. 駐車場及び 資材置き場	①操業、開業、開始時期がわかるもの ②事業所の位置図 ③既存施設位置図、配置図 ④現況と計画を対比した表 ⑤所有車両の車検証等の保有車両の証明 ⑥事業計画書 ⑦収支決算書				
	10. 収用移転関係 [34-14] 3	①収用物件と申請者との関係がわかるもの （住民票、家屋登記簿、課税証明、借家証明） ②収用証明書(土地、建物の収用面積、収用工法等) ③残地がある場合は土地収用対象事業施行者の理由書 ④従前地と申請地の土地と建物の比較表 ⑤従前地の敷地現況図、平面図 ⑥収用面積の1.5倍以上の場合は理由書 ⑦一部収用の時は残地でできない理由書及び跡地利用計画書				
	11. 公共用施設	①事業計画書(施設の目的、位置付け、根拠法令)				
	12. 既存工場のやむを 得ない拡張 [34-6] *1000㎡以下	①既存工場所在地及びその位置図 ②既存工場の建築確認書 ③家屋の登記簿謄本又は固定資産家屋証明書 ④内部のレイアウト ⑤営業計画書 ⑥事業証明又は資格証明 ⑦取引証明書等				
	13. 幹線道路の沿道等に おける流通業務施設 [34-14] 9	①事業計画書、事業証明又は資格証明証 ②インターチェンジの出入り口又は料金徴収所からの距離が 概ね1km以内を示す図面 ③対象道路が国道、県道又は県道に準ずる道路(6m以上)を示す図				
	14. 大規模な既存集落に おける小規模工場等 [34-14]12 *1000㎡以下	①住民票 ②名寄帳 ③従前が借家の場合は賃貸契約書(写し) ④退去申出書及び跡地利用計画 ⑤集落状況図 ⑥既存集落(200戸以上の連たん)の図 ⑦線引き以前から居住し、同一集落内に建設である計画書				
	15. 社会福祉施設 [29-3]	①社会福祉法人及び医療法人の証明、又は社会福祉法人の資格を 得られる申請中の書類				
16. 介護保険施設 (通所介護施設)	①介護保険法の適用施設であることの証となる申請書の写し					

・締切日が、休日(閉庁日)の場合は、翌開庁日。